



# 「出港前報告制度」に係る業務仕様等説明会

平成24年9月

輸出入・港湾関連情報処理センター(株)

# 1. 出港前報告制度におけるNACCS利用(接続)形態

報告は、電子情報処理組織を使用して行われなければならない」とされています。ここでいう電子情報処理組織とは、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）が管理・運用する輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）のことであり、当該報告のためのNACCSとの接続方法については、以下のいずれかとなります。

## 1. 自社システム（注1）とのゲートウェイ接続

報告義務者の自社システムとNACCSを直接接続して報告を行う方法であり、接続の方式については以下のいずれかとしします。なお、接続方式の詳細については、

「NACCS EDI仕様書」において定められています。

### ① ゲートウェイ接続（SMTP/POP3方式）：

自社システムのゲートウェイサーバとNACCSのサーバを、ネットワーク・トランスポート層にTCP/IP、その上位層をSMTP/POP3により接続する方式。複数件の

処理要求電文をまとめて送信可能であり、処理結果電文は一定時間後にNACCSのサーバに取りに行く（受信）必要があります。

### ② ゲートウェイ接続（SMTP双方向）：

自社システムのゲートウェイサーバとNACCSのサーバを、ネットワーク・トランスポート層にTCP/IP、その上位層をSMTPにより接続する方式。インタラクティブ処

理方式であり、1件ずつ処理要求電文の送信と処理結果電文の受信が行われます。

（注1）自社システムとの接続については、自社システムのゲートウェイサーバが日本国内に設置されていることが条件であり、当該ゲートウェイサーバとNACCSのサーバとの接続に

ついては、NACCSセンターと利用契約を締結する必要があります。

## 2. サービスプロバイダー経由による接続

NACCSとの接続が認められたサービスプロバイダー（注2）が提供するサービスを利用して報告を行う方法であり、当該方法を利用して報告を行おうとする報告義務者は、あらかじめ、「申請者ID等（仮称）」（注3）を取得することが必要となります。

（注2）NACCSとの接続が認められているサービスプロバイダーは、2012年9月時点では存在していません。NACCSセンターにおいて、サービスプロバイダーがNACCSと接続するため

に必要となる各種規約（接続契約、EDI規約（※）等）を作成・公表のうえ、NACCSとの接続を希望するサービスプロバイダーを募集することとしています。

なお、NACCSとの接続が認められたサービスプロバイダーについては、今後、NACCSホームページ、税関ホームページ等において公表する予定です。

【※】サービスプロバイダーとNACCSとの接続については、前記1①、②に掲げるゲートウェイ接続方式を採用し、サービスプロバイダーのゲートウェイサーバが日本国内に設置

されていることが条件となります。

（注3）「申請者ID等（仮称）」については、サービスプロバイダー経由で報告を行う場合に、「報告義務者」を特定するために必要となるコードです。当該コードの取得については、

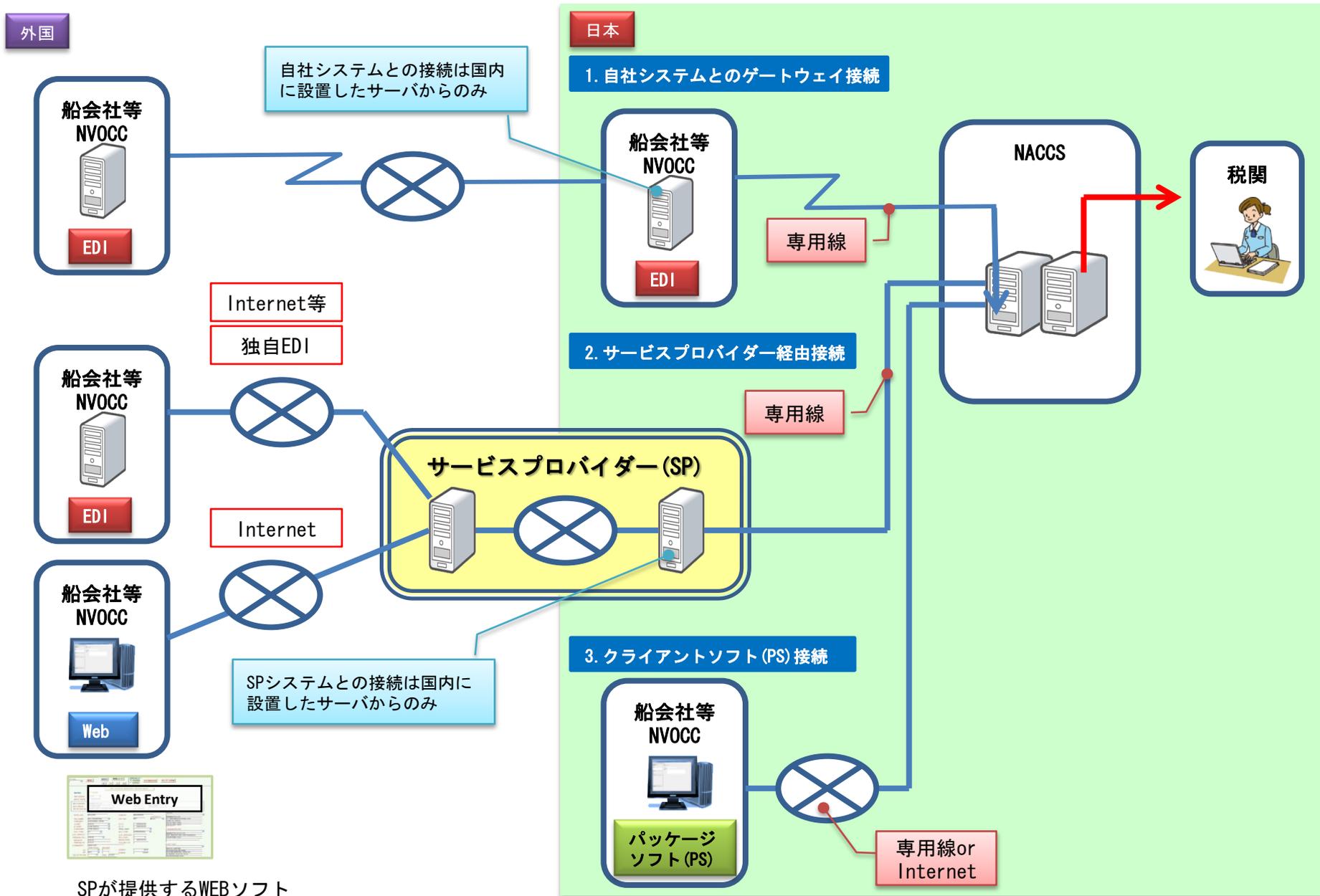
NACCSセンターがインターネット上で提供する「申請者ID等発給申請システム（仮称）」を利用することとなります。なお、同システムによるサービス提供は、2013年の夏以降

を予定しています。

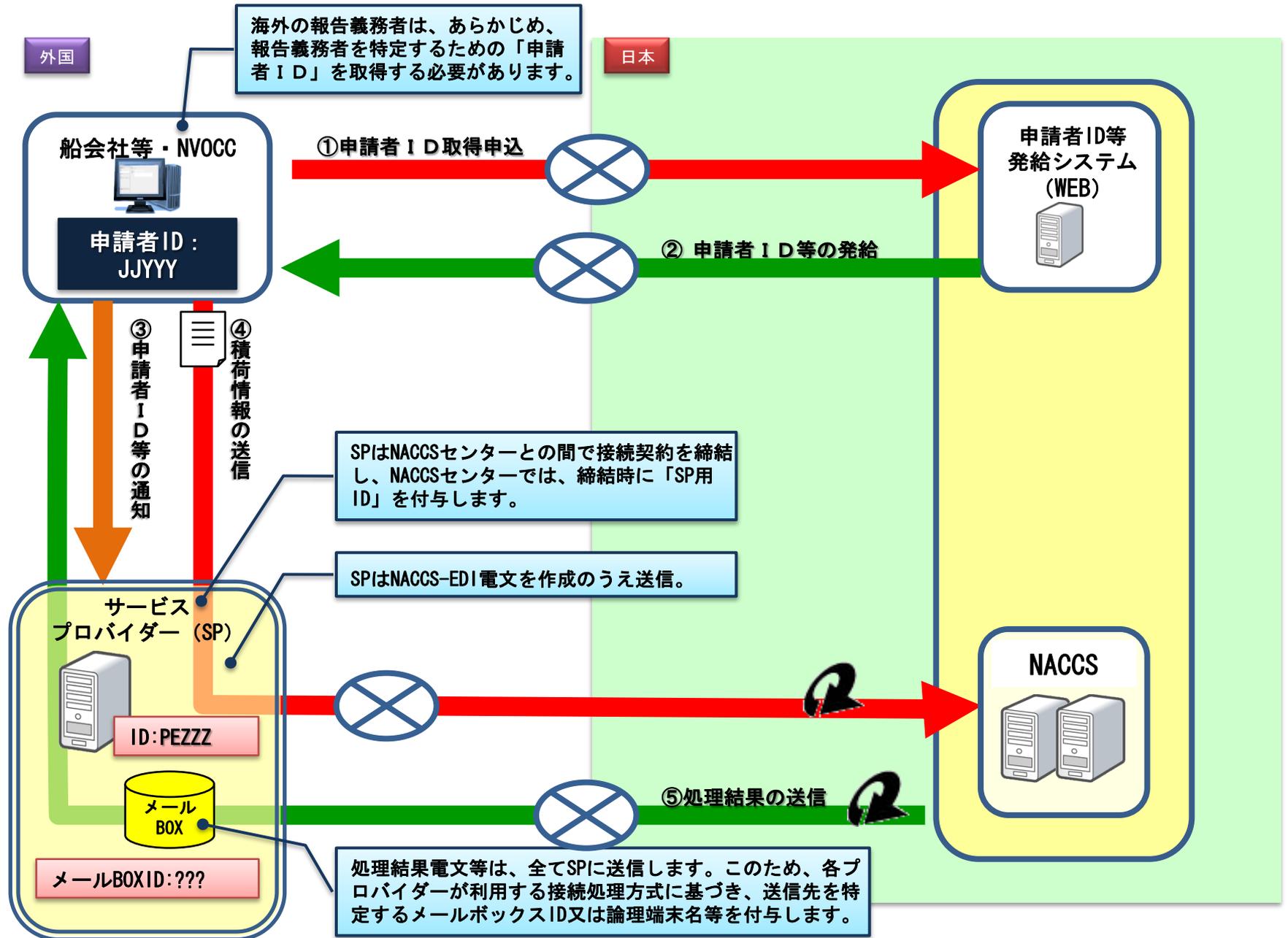
## 3. クライアントソフト（注4）の利用による接続

NACCSセンターが提供するクライアントソフト（パッケージソフト）をパソコンにインストールし、当該クライアントソフトを使用して報告を行う方法。

## 2. NACCS利用(接続)形態イメージ図

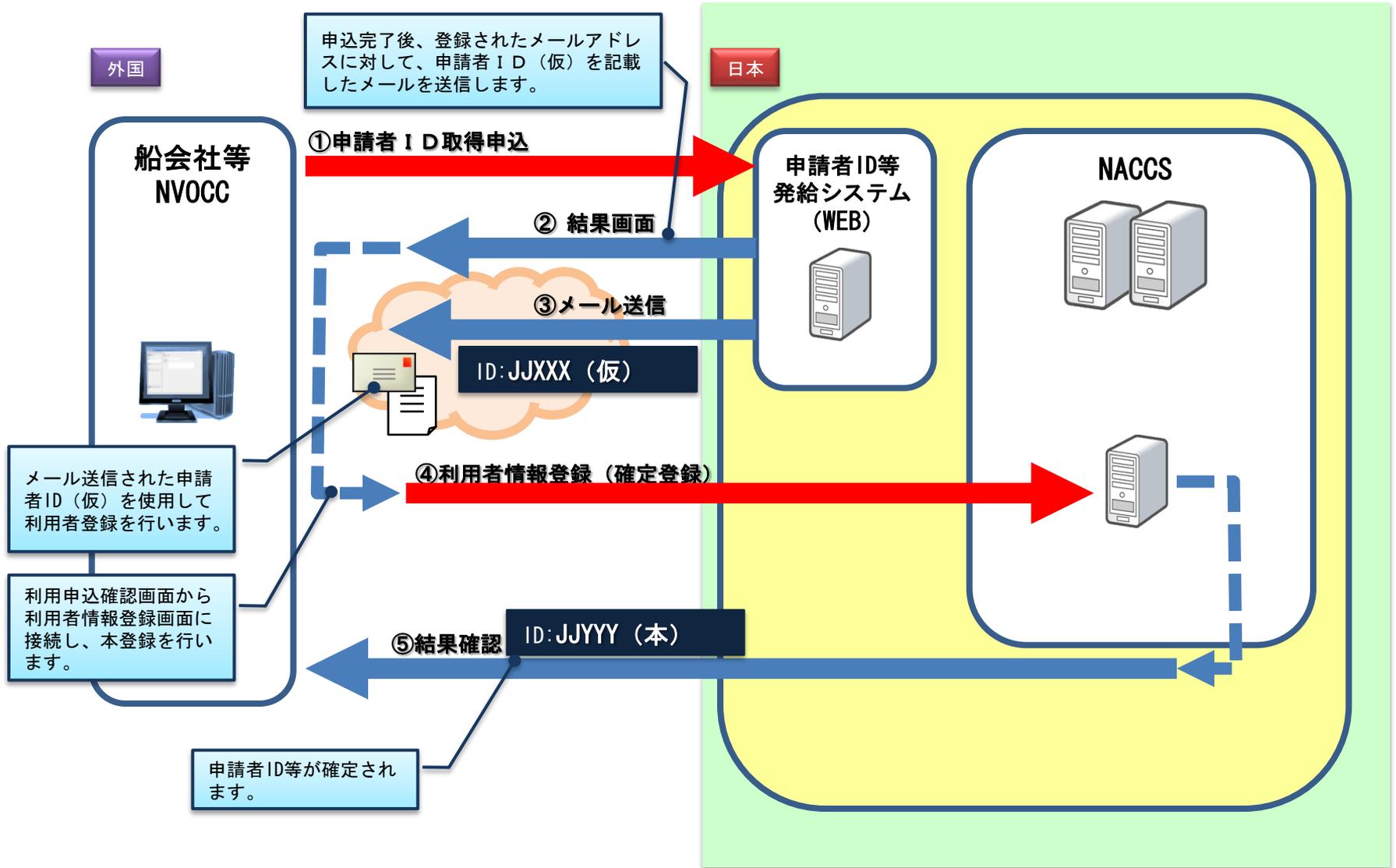


### 3.SP経由接続イメージ図



## 4. 申請者IDの取得手順等イメージ図

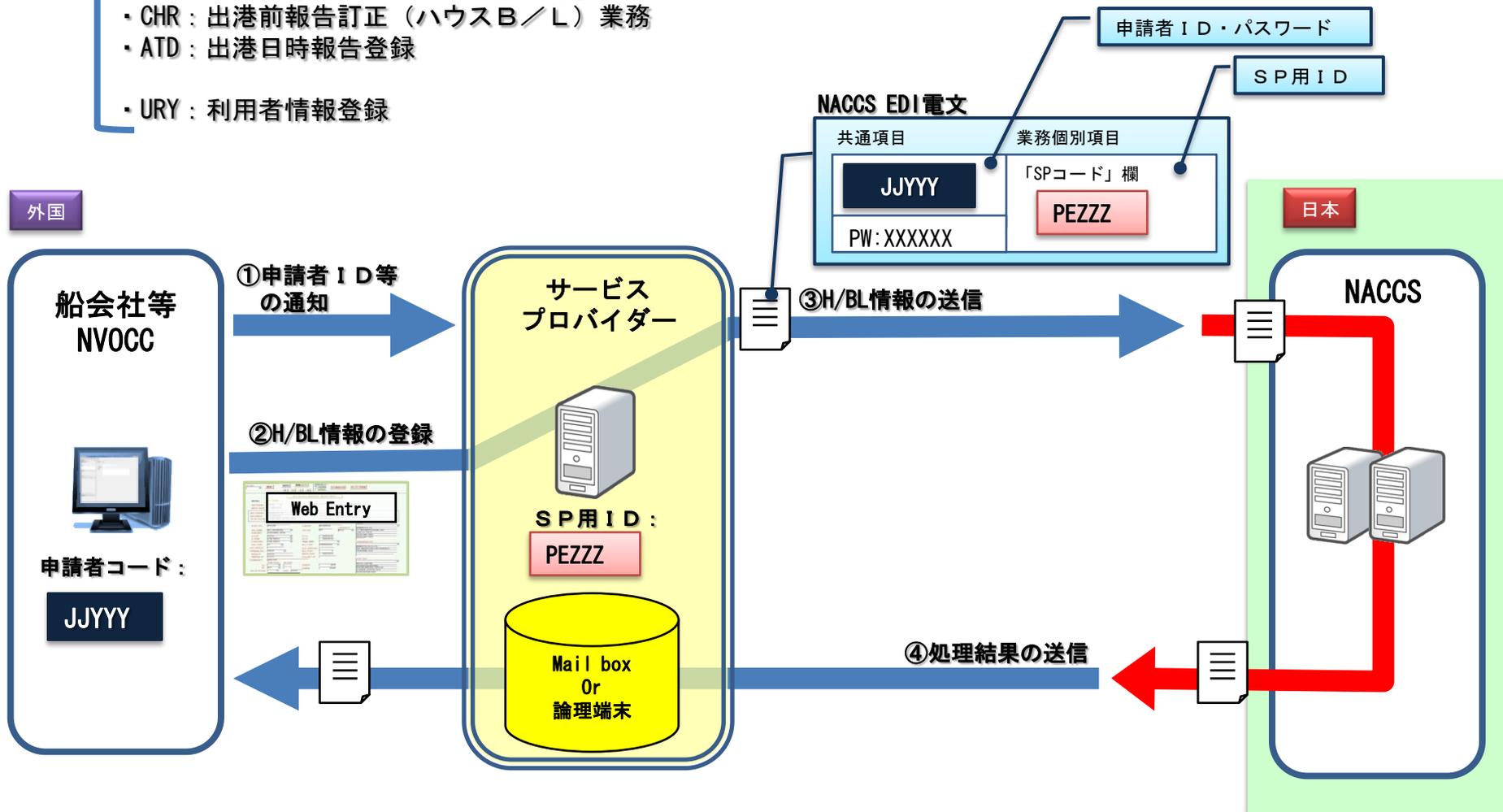
申請者IDを取得するには以下①～⑤の手順で行います。



## 5.SP経由業務電文の流れ

積荷情報をSP経由でNACCSに報告を行う場合の流れは次のとおりとなります。  
なお、SP経由で利用可能となる業務は以下の6業務となります。

- ・ AMR : 出港前報告業務
- ・ CMR : 出港前報告訂正業務
- ・ AHR : 出港前報告 (ハウスB/L) 業務
- ・ CHR : 出港前報告訂正 (ハウスB/L) 業務
- ・ ATD : 出港日時報告登録
  
- ・ URY : 利用者情報登録



## 6. 新規業務の追加について

### ➡ 新規業務の追加 1

業務名	業種	概要	EDIFACT 対応業務	SP対応 業務
出港前報告 AMR業務	船会社 船舶代理店	<p>オーシャン（マスター）B/L情報を出港前に報告するための業務（共同運航の場合は、本船利用船会社毎に実施）。本業務は「出港日時報告（ATD）」業務が実施されるまでの間、実施可能となります。</p> <p>なお、トランシップが発生した場合は、「仕出港コード」が変更されていないことを条件に、既に「出港前報告（AMR）」業務で登録済みのオーシャン（マスター）B/L情報の上書き更新を可能とします。この場合、トランシップ港において、再度「出港日時報告（ATD）」業務の実施が必要となります。</p>	○	○
出港前報告訂正呼出し CMR 11業務	船会社 船舶代理店	<p>「出港前報告（AMR）」業務で登録した内容を出し、「出港前報告訂正（CMR）」業務の画面に展開します。</p>	-	-
出港前報告訂正 CMR業務	船会社 船舶代理店	<p>「出港前報告（AMR）」業務で登録したオーシャン（マスター）B/L情報の追加、訂正及び削除を行う業務です。</p> <p>&lt;A&gt;追加 「出港日時報告（ATD）」業務後において、「出港前報告（AMR）」業務時に報告漏れとなったオーシャン（マスター）B/L情報の追加登録を行います。</p> <p>&lt;B&gt;訂正 「出港前報告（AMR）」業務で登録済みであるオーシャン（マスター）B/L情報に係る訂正登録を行います。「出港前報告（AMR）」業務後に訂正登録可能となりますが、「出港日時報告（ATD）」業務まで実施している場合には、税関からの事前通知（事前通知コード「HLD」、「DNL」、「DNU」、「SPD」のいずれか）が行われている場合に限り、訂正登録可能となります。なお、訂正については、訂正対象項目/訂正対象外項目に関係無く、全項目の入力が必要となります。ただし、以下の項目は訂正不可項目としています。</p> <p>◆訂正不可項目： 船舶コード・航海番号・船会社コード・船積港コード・B/L番号</p> <p>&lt;C&gt;削除 「出港前報告（AMR）」業務で登録済みであるオーシャン（マスター）B/L情報について削除登録を行います。「出港前報告（AMR）」業務後に削除登録可能となりますが、「出港日時報告（ATD）」業務まで実施している場合には、税関からの事前通知（事前通知コード「HLD」、「DNL」、「DNU」、「SPD」のいずれか）が行われている場合に限り、削除登録可能となります。</p>	○	○

## 6. 新規業務の追加について

### ▶ 新規業務の追加 2

業務名	業種	概要	EDIFACT 対応業務	SP対応 業務
出港日時報告 ATD業務	船会社 船舶代理店	<p>外国の船積港を出港した日時を「本船・船積港単位」に報告又は訂正を行うための業務です。（共同運航の場合は、本船利用船会社毎に入力が必要となります）。</p> <p>出港した日時として以下の3項目を報告することになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出港年月日</li> <li>・ 出港時分</li> <li>・ グリニッジ標準時差分</li> </ul>	○	○
出港前報告 (ハウスB/L) AHR業務	NVOCC	<p>ハウスB/L情報を出港前に報告するための業務です。なお、マスターB/L配下の全ハウスB/Lの登録を完了した場合には、終了登録（ハウスEND）も実施する必要があります。「出港前報告ハウスB/L（AHR）」業務による登録は、当該ハウスENDが実施されるまでの間、可能となります。</p> <p>なお、トランシップが発生した場合は、「仕出港コード」が変更されていないことを条件に、既に「出港前報告ハウスB/L（AHR）」業務で登録済みのハウスB/L情報の上書き更新を可能とします。</p>	○	○
出港前報告訂正（ハウスB/L）呼出し CHR11業務	NVOCC	<p>「出港前報告ハウスB/L（AHR）」業務で登録した内容と呼出し、「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務の画面に展開します。</p>	—	—

## 6. 新規業務の追加について

### 新規業務の追加 3

業務名	業種	概要	EDIFACT 対応業務	SP対応 業務
出港前報告訂正 (ハウスB/L) CHR業務	NVOCC	<p>「出港前報告ハウスB/L (AHR)」業務で登録したハウスB/L情報の追加、訂正及び削除を行う業務です。</p> <p>&lt;A&gt;追加 「出港前報告ハウスB/L (AHR)」業務で「ハウスEND」登録までに行った後において、「出港前報告ハウスB/L (AHR)」業務実施時に報告漏れとなったオーシャン (マスター) B/L情報の追加登録を行います。</p> <p>&lt;B&gt;訂正 「出港前報告ハウスB/L (AHR)」業務で登録済みであるハウスB/L情報に係る訂正登録を行います。「出港前報告ハウスB/L (AHR)」業務後に訂正登録可能となりますが、マスターB/Lに対する「出港日時報告 (ATD)」業務まで実施している場合には、税関からの事前通知 (「HLD」、「DNL」、「DNU」、「SPD」) が行われている場合に限り、訂正登録可能となります。なお、訂正については、訂正対象項目/訂正対象外項目に関係無く、全項目の入力が必要となります。ただし、以下の項目は訂正不可項目としています。</p> <p><b>◆訂正不可項目：</b> <b>船舶コード・航海番号・船会社コード・船積港コード・マスターB/L番号</b></p> <p>&lt;C&gt;削除 「出港前報告ハウスB/L (AHR)」業務済みであるハウスB/L情報について削除登録を行います。「出港前報告ハウスB/L (AHR)」業務後に削除登録可能となりますが、マスターB/Lに対する「出港日時報告 (ATD)」業務が行われた以降は、税関からの事前通知 (事前通知コード「HLD」、「DNL」、「DNU」、「SPD」のいずれか) が行われている場合に限り、削除登録可能となります。</p>	○	○
<参 考> 出港前報告審査終了・ 事前通知 CDN業務	税 関	<p>出港前報告制度に基づき報告された積荷情報に対して、リスク分析結果の事前通知の登録及びその解除が本業務で行われます。</p>	○*	—

\*CDNによる通知情報はEDIFACT対応

## 6. 新規業務の追加について

### ➡ 新規業務の追加 4

業務名	業種	概要	EDIFACT 対応業務	SP対応 業務
船卸許可申請呼出し DNC11業務	船会社 船舶代理店	<p>税関からの事前通知（事前通知コード「SPD」）が行われているオーシャン（マスター）B/L情報を呼出し、「船卸許可申請（DNC）」業務の画面に展開します。</p> <p>&lt;A&gt;登録処理に関する呼出し 本船・船積港単位（ATD業務実施単位）に「SPD」の旨が登録されているオーシャン（マスター）B/L情報を呼出し、DNC業務の画面に展開します。なお、呼出したB/L情報については、「船卸許可申請（DNC）」業務において「申請対象」、「申請対象外」を選択することが可能です。</p> <p>&lt;B&gt;訂正処理に関する呼出し 「船卸許可申請（DNC）」業務により申請中の船卸許可申請情報を、船卸許可申請番号単位に呼出し、DNC業務の画面に展開します。</p>	—	—
船卸許可申請 DNC業務	船会社 船舶代理店	税関からの事前通知（事前通知コード「SPD」のいずれか）が行われているオーシャン（マスター）B/Lに対して、船卸許可申請を実施する業務です。	○	—
積荷目録情報登録 呼出し MFR11業務	船会社 船舶代理店	「出港前報告（AMR）」業務等による登録内容を呼出し、「積荷目録情報登録（MFR）」業務の画面に展開します。	—	—
積荷目録情報登録 （一括） MFI業務	船会社 船舶代理店	「出港前報告（AMR）」業務等で登録した内容を本船利用船会社単位に積荷目録情報として一括登録することを可能とする業務です（共同運航の場合も、本船利用船会社毎に実施）。本業務は船積港単位または船卸港単位で利用が可能となります。	○	—

### ➡ 新規照会業務の追加（一部検討中）

業務名	業種	概要	EDIFACT 対応業務	SP対応 業務
出港前報告照会 IAR業務	船会社 船舶代理店 NVOCC	B/L番号単位にオーシャン（マスター）B/L及びハウスB/Lの出港前報告情報を照会する業務です。オーシャン（マスター）B/Lの場合は、船卸許可申請情報を併せて照会可能とします。	—	—

\*上記、個別B/L番号単位による照会の他に、一覧照会も可能とする方向で検討を進めています。概要等確定次第改めてお知らせします。

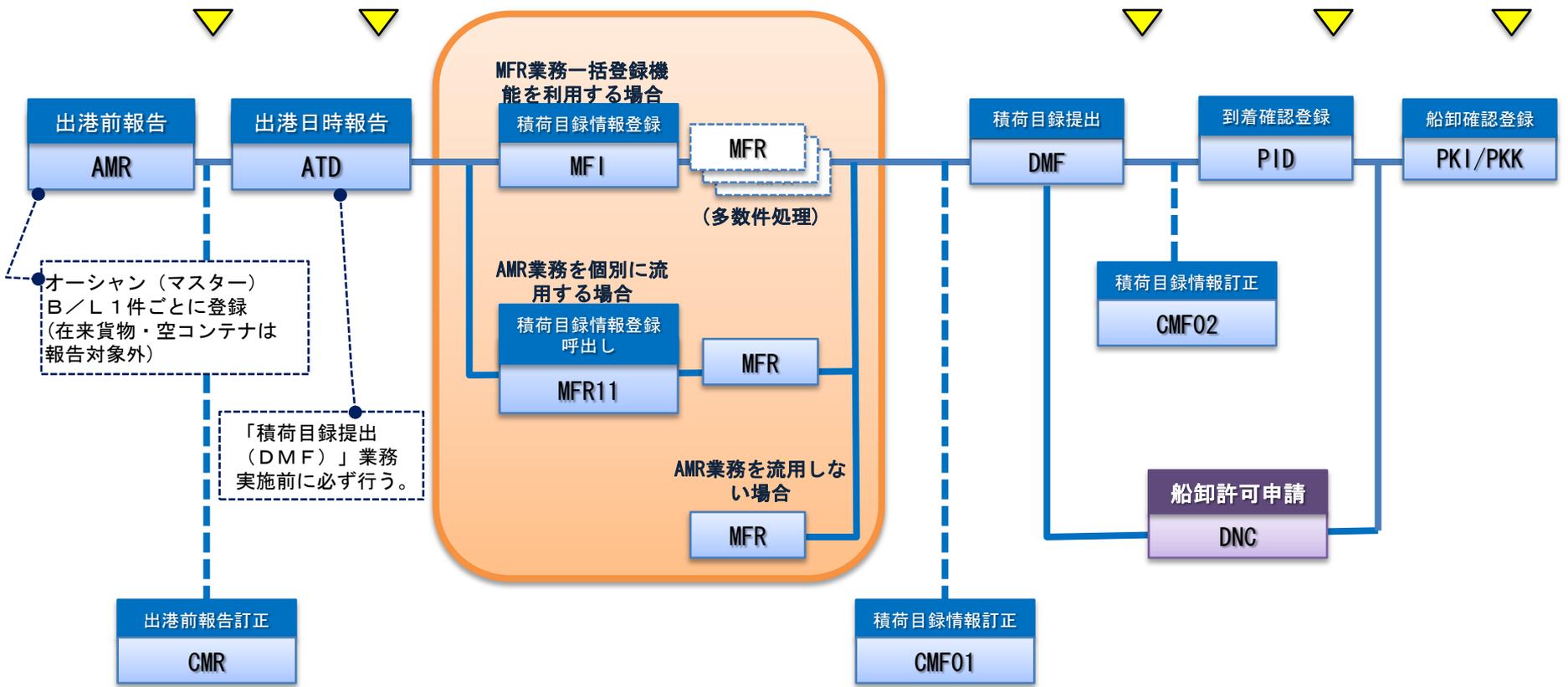
# 7. NACCS業務全体フロー（船会社等）

外国

日本

船積24時間前（注） 出 港

入港24時間前 入 港 船 卸



（注）出港前報告制度により報告された積荷情報のリスク分析を実施した結果、テロ等のハイリスク貨物と判定した場合は、原則として報告から24時間以内に事前通知を行うことから、法令に規定する報告期限は出港の24時間前までであるものの、諸外国同様に船積24時間前までに税関へ報告することにより、船積み前までにハイリスク貨物の事前通知を受取ることが可能となり、当該通知を受けた貨物については船積みを取り止めることができます。

# 7. NACCS業務フロー(船会社等)

外国



船積24時間前

出港

AMR

ATD

## AMR: 出港前報告

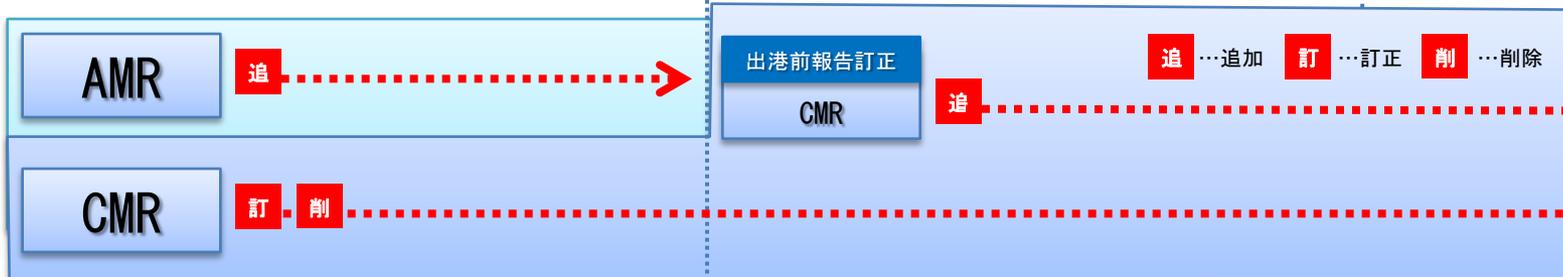
タイミング	船積24時間前
概要	オーシャン（マスター）B/Lに関する出港前報告
入力単位	オーシャン（マスター）B/L単位に実施
入力者	船会社（共同運航の場合は、本船利用船会社毎に実施） 船舶代理店
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>各B/Lの事前報告実施年月日時分は、AMR実施の年月日時分</li> <li>在来貨物、空コンテナは報告対象外</li> </ul>

## ATD: 出港日時報告

タイミング	出港日時確定後（DMF実施前までに必ず入力）
概要	船積港を出港した日時の登録
入力単位	本船・船積港単位に実施
入力者	船会社（共同運航の場合は、本船利用船会社毎に実施） 船舶代理店

\*訂正についても本業務で行う

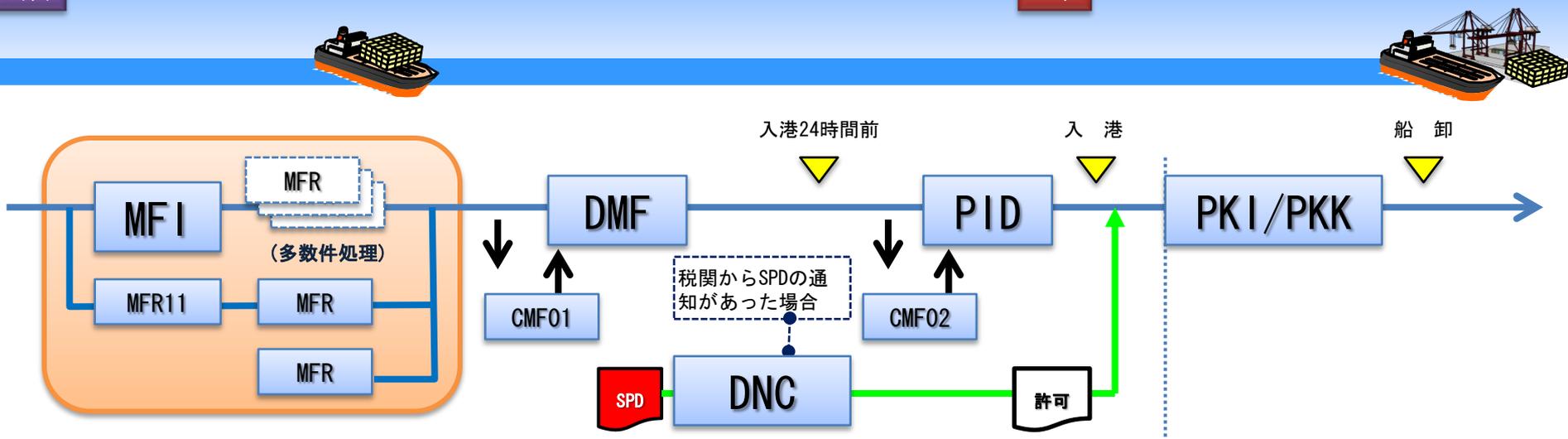
### 追加・訂正・削除の実施可能タイミング



# 7. NACCS業務フロー(船会社等)

外国

日本



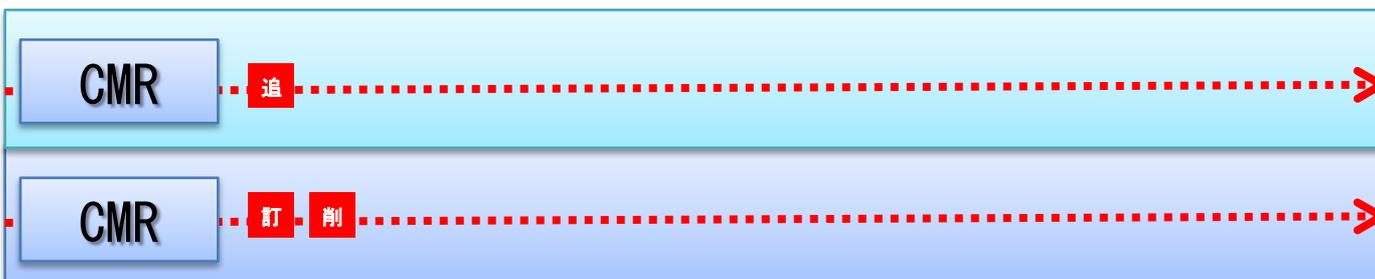
## MF1: 積荷目録情報登録(一括)

タイミング	AMR(出港前報告)後からDMFを行う前まで
概要	AMRの情報に基づき、MFRを一括登録する
入力単位	船積港単位(ATD単位)又は船卸港単位(DMF単位)に実施
入力者	船会社(共同運航の場合は、本船利用船会社毎に実施) 船舶代理店

## DNC: 船卸許可申請

タイミング	(SPD通知後) 船卸前まで
概要	船卸許可申請を行う
入力単位	オーシャン(マスター) B/L単位に実施
入力者	船会社・船舶代理店

## 追加・訂正・削除の実施可能タイミング



ATD後は、税関から以下のいずれかの通知あった場合に限り、CMRによる訂正・削除が可能

- ・ HLD
- ・ DNL
- ・ DNU
- ・ SPD

# 8. NACCS業務フロー (NVOCC)

外国

日本



船積24時間前

出 港

入港24時間前

入 港

船 卸



出港前報告  
AHR

混載貨物情報登録呼出し  
NVC11

混載貨物情報登録  
NVC01

出港前報告訂正  
CHR

- ・ マスターB/L単位に配下のハウスB/Lを1件ごとに登録
- ・ また、マスターB/L配下の全ハウスB/Lの登録を完了した際の終了登録(ハウスEND)を行う  
⇒以下の入力による登録が可能
- ①ハウスB/L情報+出港前報告終了
- ②出港前報告終了のみ

船社等

出港前報告  
AMR

出港日時報告  
ATD

積荷目録提出  
DMF

船卸確認登録  
PKI/PKK

# 8. NACCS業務フロー (NVOCC)

外国



船積24時間前

出港

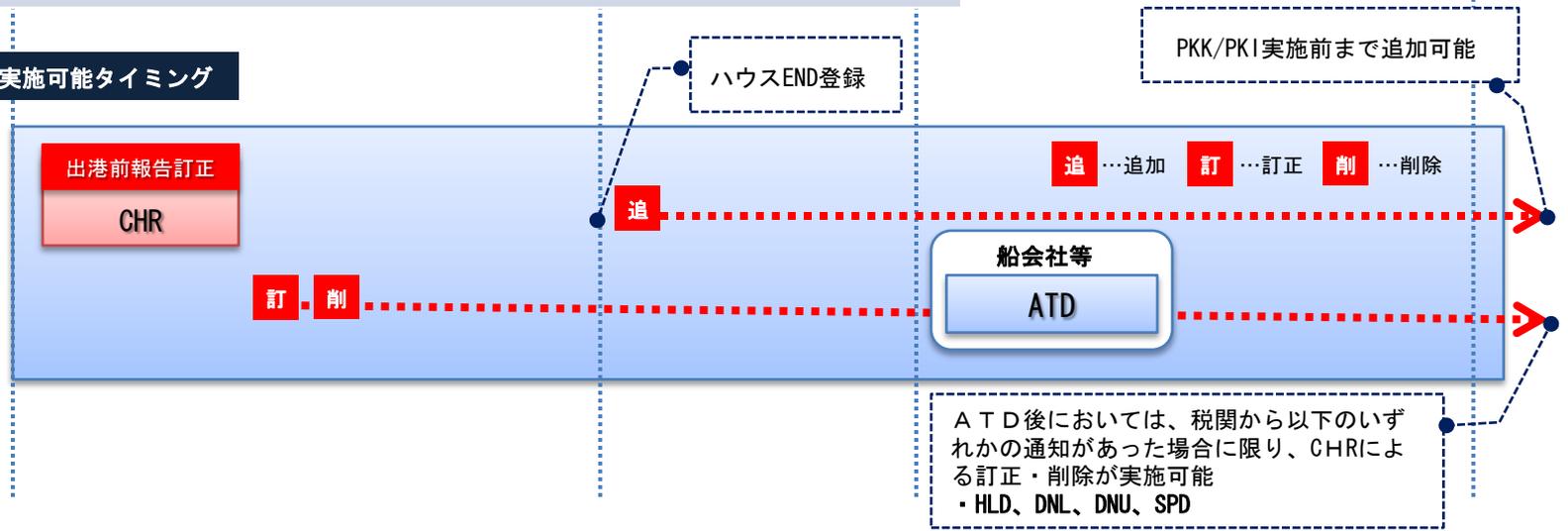
出港前報告

AHR

AHR: 出港前報告 (ハウスB/L)

タイミング	船積24時間前
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハウスB/Lに関する出港前報告</li> <li>・マスターB/L配下の全ハウスB/Lの登録を完了した場合に終了登録(ハウスEND)を実施</li> </ul>
入力単位	ハウスB/L単位に実施
入力者	NVOCC
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各B/Lの事前報告実施年月日時分は、AHR実施の年月日時分</li> <li>・在来貨物は報告対象外</li> </ul>

追加・訂正・削除の実施可能タイミング



船会社等  
ATD

ATD後においては、税関から以下のいずれかの通知があった場合に限り、CHRによる訂正・削除が実施可能  
 ・HLD、DNL、DNU、SPD

# 9. トランシップ (Transhipment) について

欧州

韓国

日本



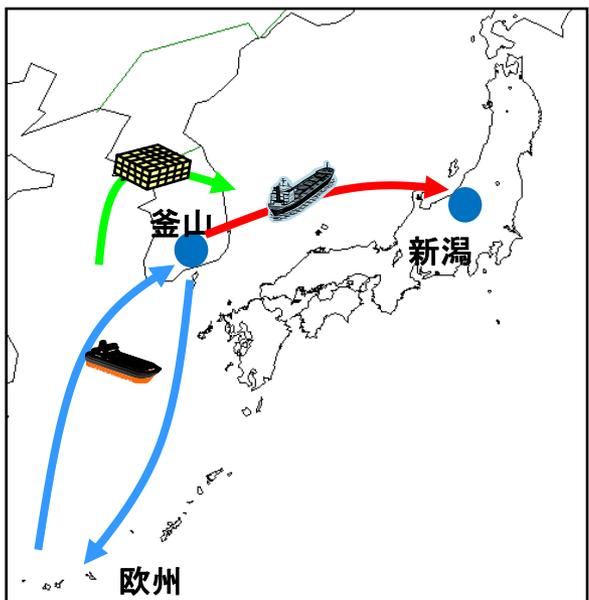
船積港から船卸港まで、同一船舶で運送されずに、途中港で積み替え（トランシップ）が発生した場合は、当初の「出港前報告（AMR）」業務を取消すことなく再報告（AMR）を行うことが可能となります。

例（欧州から積み出された貨物が、韓国の港湾で他船に積み替えられて日本へ運送される場合）



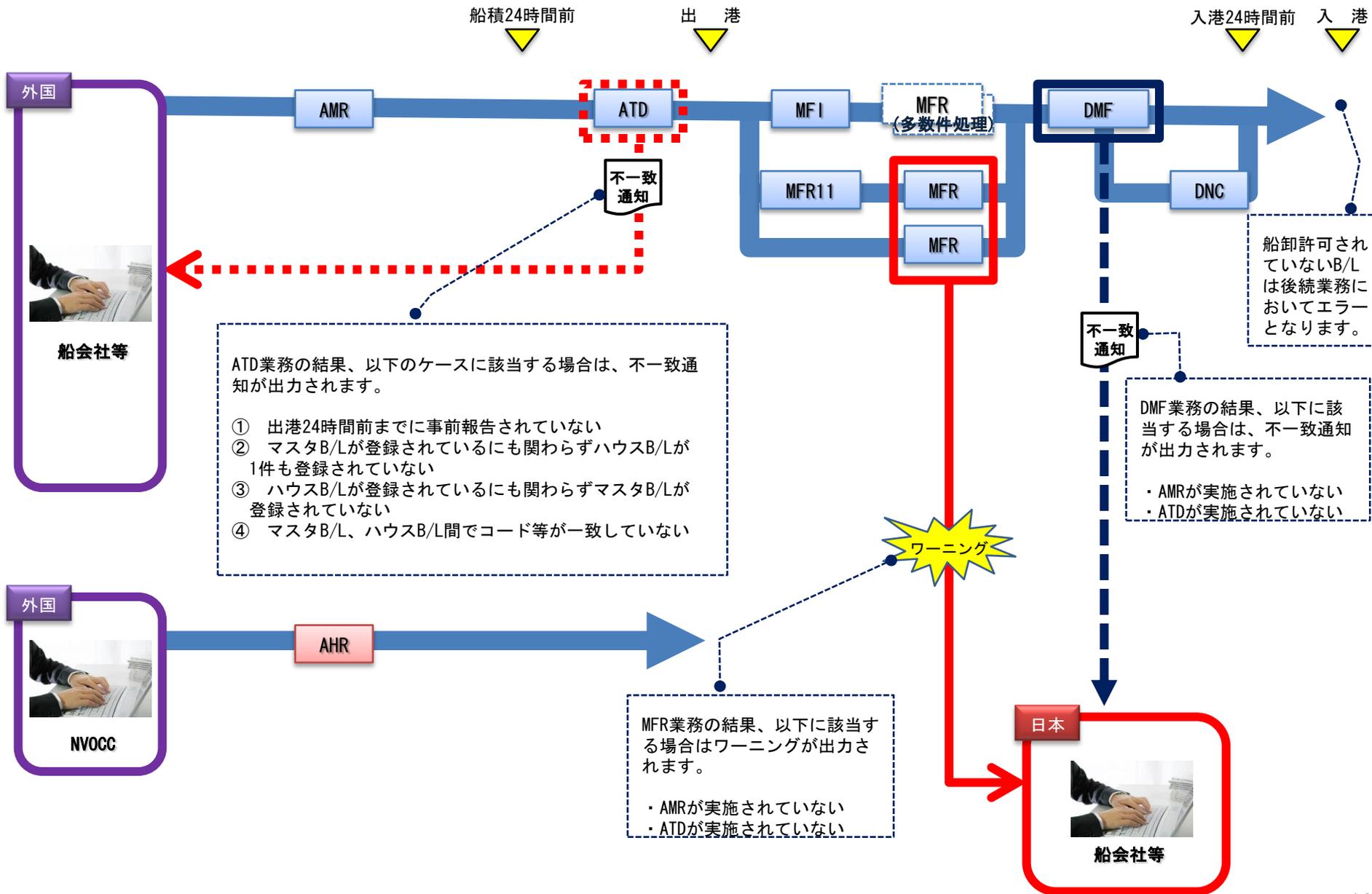
トランシップ等に伴う積載船、船積港の変更を行う場合に限り、欧州で入力されたAMRの情報を削除等することなく、韓国において「出港前報告（AMR）」業務を利用して再報告（上書き）することが可能となります。なお、出港前報告日時は再報告実施日となります。

「出港前報告（AMR）」業務でマスタB/Lの再報告が行われても当該マスタB/Lに紐付いているハウスB/Lは変更されないため、韓国において、再度「出港前報告（ハウスB/L）（AHR）」業務により再報告を行う必要があります。



# 10. 通知情報等の出力情報について

各業務実施において、以下のケースに該当する場合は、ワーニング等が処理結果情報等として出力されます



ATD業務の結果、以下のケースに該当する場合は、不一致通知が出力されます。

- ① 出港24時間前までに事前報告されていない
- ② マスタB/Lが登録されているにも関わらずハウスB/Lが1件も登録されていない
- ③ ハウスB/Lが登録されているにも関わらずマスタB/Lが登録されていない
- ④ マスタB/L、ハウスB/L間でコード等が一致していない

DMF業務の結果、以下に該当する場合は、不一致通知が出力されます。

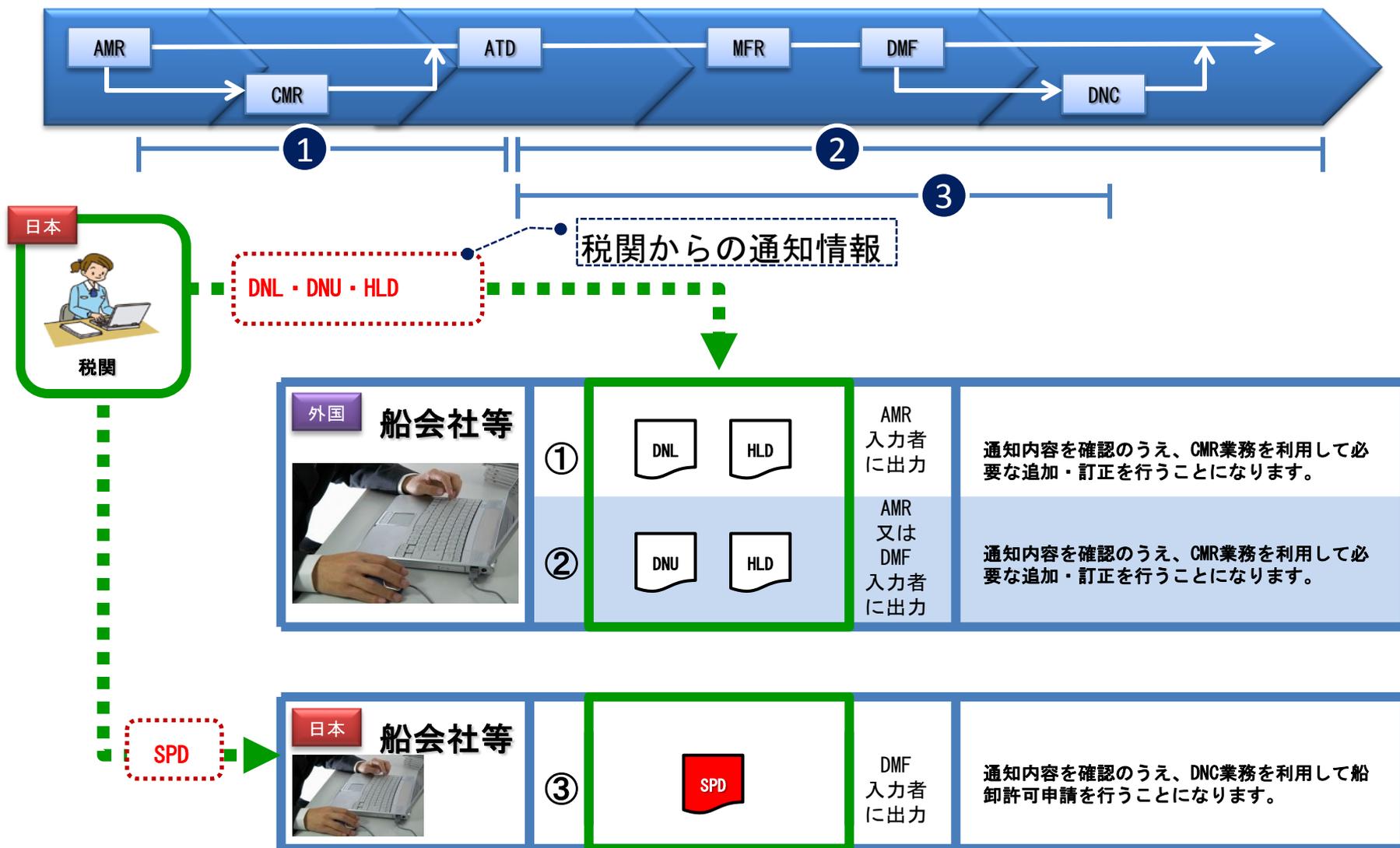
- ・ AMRが実施されていない
- ・ ATDが実施されていない

MFR業務の結果、以下に該当する場合はワーニングが出力されます。

- ・ AMRが実施されていない
- ・ ATDが実施されていない

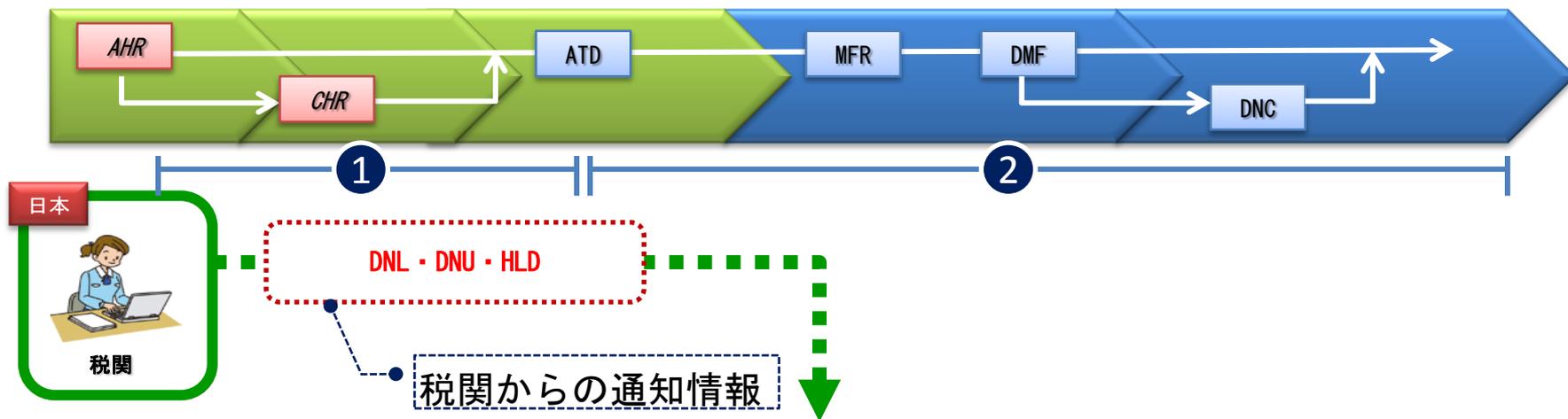
# 11. リスク分析結果等の事前通知について(船会社等)

オーシャン（マスター）B/L情報報告後、リスク分析結果等に基づく税関からの通知は以下のとおり行われます（特段のリスク等が無い場合は、通知は行われません。）。



## 12. リスク分析結果の事前通知について(NVOCC)

ハウスB/L情報報告後、リスク分析結果等に基づく税関からの通知は以下のとおり行われます（特段のリスク等が無い場合は、通知は行われません。）。



<b>外国</b> <b>NVOCC</b> 	①	DNL	HLD	通知内容を確認のうえ、CHR業務を利用して必要な追加・訂正を行うこととなります。
	②	DNU	HLD	通知内容を確認のうえ、CHR業務を利用して必要な追加・訂正を行うこととなります。
<b>外国</b> <b>日本</b> <b>船会社等</b> 	①	DNL	HLD	AMRが実施されている場合は、参考情報としてAMR業務の入力者に通知されます。
	②	DNU	HLD	AMR (DMF) が実施されている場合は、参考情報としてAMR (DMF) 業務の入力者に通知されます。

# 13. 既存業務の変更について

## ➡ 既存業務の変更 1

業務名	業種	概要
積荷目録情報登録 MFR業務	船会社 船舶代理店	積荷目録情報登録（MFR）業務について、以下のいずれかに該当する場合には、新たな注意喚起メッセージを処理結果通知として出力します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ AMR業務が実施されていない。</li> <li>・ ATD業務が実施されていない。</li> </ul>
積荷目録情報訂正 （積荷目録提出業務後） CMF02業務	船会社 船舶代理店	積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務後）（CMF02）業務について、以下の処理を追加します。 (a) 不一致判定（事前報告実施有無、出港時間報告有無判定） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ AMR業務が実施されていること。</li> <li>・ ATD業務が実施されていること。</li> </ul> (b) 不一致通知出力処理（CMF02業務実施者宛） 不一致対象と判定されたB/Lを一覧で出力します。（本船・船卸港単位（DMF業務実施単位）に出力）

## ➡ 既存照会業務の変更

業務名	業種	概要
貨物情報照会 ICG業務	船会社 船舶代理店 NVOCC 等	貨物情報照会（ICG）業務について、以下の処理を追加します。 <A>貨物情報照会情報（概要情報） 船卸一時停止の旨が登録されている場合は、「貨物状況コード」欄に船卸一時停止の旨を出力します。 <B>貨物情報照会情報（出港前報告情報） 新規照会種別を追加し、オーシャン（マスター）B/Lに対する出港前報告情報を照会可能とします。
積荷目録状況照会 IMI業務	船会社 船舶代理店 CY	積荷目録状況照会（IMI）業務について、以下の処理を追加します。 <A>積荷目録状況照会情報（B/L番号一覧（船卸一時停止）） 新規照会種別を追加し、「HLD」、「DNL」、「DNU」または「SPD」の旨が登録されているオーシャン（マスター）B/Lを一覧で照会可能とします。

本資料に係るご質問等は、下記までお問合わせ下さい。



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社  
(NACCSセンター)  
企画部 企画第1課

TEL : 044-520-6251

FAX : 044-520-6247

Mail : [afr-c@naccs.jp](mailto:afr-c@naccs.jp)

**memo**

A large rectangular area with a dotted border, intended for handwritten notes or a memo.